

1 廃棄物排出量等の将来予測手法

(1) 一般廃棄物

ア 過去の実績に即した予測

一般廃棄物の排出量は、将来における地域別ごみ種類別の排出原単位（一人一日当たりの排出量）に将来人口を乗じることにより求めた。

排出原単位については、5種類の回帰式（一次式、二次式、対数式、べき乗式、ロジスティック式）により比較検討を行い、適合性を判断の上、地域別ごみ種類別に将来の排出原単位を設定した。

人口については、「日本の市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）」の推計人口（中間年は直線補完により算出）で示された人口の伸び率を用いて、地域別に将来のごみ排出に係る対象人口を求めた。

減量化、資源化等の処理状況については、現況（平成21年度）における分別収集・リサイクル等の取組状況（処理比率）が将来も維持されるものとして推計した。

イ 国の基本方針に準じた目標

国が示した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成22年12月変更）で示された、平成27年度の一般廃棄物の排出量削減目標等が達成できるものとして、その傾向を直線回帰により伸ばすことで平成28年度の目標値を算出した。

表-1 国の基本方針に示された減量化の目標（一般廃棄物）

	平成27年度目標
排出量	平成19年度に対し、約5%削減する。
再生利用率	約20%から約25%に増加させる。
最終処分量	平成19年度に対し、約22%削減する。

(2) 産業廃棄物

ア 過去の実績に即した予測

将来における産業廃棄物の発生量の予測に当たっては、「今後とも大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現時点における産業廃棄物の排出状況と業種毎の活動量との関係は変わらない」ことを前提とし、実態調査（平成21年度実績）に基づく発生原単位に将来の活動量を乗じることにより産業廃棄物の発生量を求めた。

活動量については、5種類の回帰式（一次式、二次式、対数式、べき乗式、

ロジスティック式)により比較検討を行い、適合性を判断の上、業種別に将来の活動量を設定した。

減量化、資源化等の処理状況については、現況(平成21年度)におけるリサイクル等の取組状況(処理比率)が将来も維持されるものとして推計した。

イ 国の基本方針に準じた目標

国が示した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成22年12月変更)で示された、平成27年度の産業廃棄物の排出量削減目標等が達成できるものとして、その傾向を直線回帰により伸ばすことで平成28年度の目標値を算出した。

表-2 【参考】国の基本方針に示された減量化の目標(産業廃棄物)

	平成27年度目標
排出量	平成19年度に対し、増加を約1%に抑制する。
再生利用率	約52%から約53%に増加させる。
最終処分量	平成19年度に対し、約12%削減する。

2 用語解説

ア行

■ISO14001 (P55)

環境マネジメントシステムについての国際的な標準規格。

環境マネジメントシステムとは、企業などが自ら企業活動の中で、排出物の抑制やエネルギー消費の削減など環境負荷の低減を図るために数値目標、取組内容を定め（Plan）、これに基づき環境配慮等の行動を実践し（Do）、その結果の点検、見直しを行い（Check）、さらに継続的な改善を図る（Action）という一連の環境管理体制のこと。

■あいちエコタウンプラン (P41)

地域の特性を踏まえ、先導的で効果的なリサイクル施設の計画的な設置を促進するとともに、循環ビジネスの普及・振興を図ることによって、環境と調和したまちづくりの推進を目的とする計画。平成16年9月に策定（平成24年度改訂予定）。

■あいち環境学習プラザ (P66)

平成17年1月に策定した「愛知県環境学習基本方針ー720万県民のエコ協働プログラム2010ー」に基づいて、県民一人ひとりが持続可能な社会の構築を目指して環境問題に取り組むことができるようにするため、環境学習の拠点施設として、愛知県東大手庁舎1階（名古屋市中区）に設置。環境学習のプログラムづくり、人づくり、ネットワークづくりを三本柱として、環境学習に関する様々な活動を支援している。

■あいち環境塾 (P40)

資源循環に向けた産学行政の協働による取組を、県内各地域に展開するため、環境について多角的な視点から学ぶことができる会員制の連続講座（塾）を平成20年度から開講。産学行政の各部門において、環境を基調とした地域づくりのキーパーソンとなりうる人材（リーダー）の育成及び人的ネットワークの構築を進めている。

■愛知環境賞 (P41)

愛知万博の開幕を機に、平成17年1月に創設。資源循環や環境負荷低減に関する企業や団体の優れた技術・事業・活動・教育の取組に対して表彰を行う。

■愛知県海岸漂着物対策推進地域計画 (P62)

海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第14条に基づき策定した計画（平成23年8月策定）。海岸漂着物対策を重点的に推進する区域やその内容、関係者の役割分担及び相互協力、海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項などを定めている。

■愛知県ごみ焼却処理広域化計画 (P42)

平成9年1月の厚生省（当時）通知「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を受け、愛知県が策定した、一般廃棄物の焼却処理の広域化を推進するための計画。平成10年10月に平成10年度から19年度までを期間とする計画を策定し、平成21年3月に平成20年度から29年度を期間とする第2次計画を策定した。現計画では、県内を13ブロックに分け、ごみの焼却処理を1日の焼却能力が300トン以上の全連続炉に集約して行うことを目指している。

■（社）愛知県産業廃棄物協会（P61）

平成3年7月15日に設立された社団法人。平成24年4月1日に一般社団法人に移行。会員は愛知県内の産業廃棄物処理業者等。産業廃棄物の適正処理及び再生利用についての調査研究、研修、指導、普及等を行うことにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、県民の福祉向上に寄与することを目的とする。

■愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱（P58）

産業廃棄物の処理について、法令に定めるもののほか、適正処理に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を図ることを目的として、平成3年4月1日に施行。廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の施行に伴い全面改正（平成16年2月1日施行）した。

排出事業者等の責務、施設整備等に関する指導、PCB廃棄物処理施設の環境モニタリング調査等を規定している。

■愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会（P61）

平成6年6月1日に発足。平成14年6月1日から組織を拡充し、愛知県各部局、国、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、愛知県警察本部、名古屋海上保安部、（社）中部経済連合会、名古屋商工会議所、（社）愛知県産業廃棄物協会及び（社）愛知県建設業協会により構成され、これら構成団体の緊密な連携により産業廃棄物の不適正処理等の防止とこれらの事案に対する迅速かつ的確な対応を行うことにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

■あいち建設リサイクル指針（P55）

愛知県における地域の実状に応じ、建設リサイクル法第4条第1項に基づき定めた指針である。本指針により、分別解体等しなければならない建設工事の規模や再資源化等率の目標などを定めている。

■愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（P59）

県内におけるPCB廃棄物を適正に保管し確実かつ適正な処理を計画的に推進するため、平成16年12月に策定された計画（平成20年3月改訂）。平成16年12月から平成28年7月までを計画期間とし、「PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み」、「PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制」及び「PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進」などを内容とする。

■愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）（P55）

循環型社会形成を推進するため、愛知県発注の公共工事で、リサイクル資材の積極的活用を目的としたリサイクル資材評価制度である。

あいくるにおいては、公共工事で通常使用する資材と同等の品質や性能の基準や規格を始め、リサイクルを促進するための再生資源の含有率、環境に対する安全性や環境負荷に関する項目、製品製造が安定的に行われるための品質管理に関する項目が評価基準として定められており、平成23年12月現在、再生加熱アスファルト混合物、再生路盤材、コンクリート二次製品等26品目が対象となっている。

■あいち資源循環推進センター（P56）

循環型社会づくりの産学行政の連携、協働拠点として、平成18年5月11日に設置。循環ビジネスの事業化相談や技術指導など県の施策を踏まえて、循環ビジネスの事業化支援を行う。

■あいちゼロエミッション・コミュニティ構想（P41）

地域の廃棄物や未利用資源を、リサイクル技術と新エネルギー技術を効果的に組み合わせ、新たな資源やエネルギーとして、地域内循環を進めることで、持続可能な社会づくりを目指す構想。平成19年3月に策定。

■（財）愛知臨海環境整備センター（P63）

愛知県、名古屋市、知多市、名古屋港管理組合及び民間48社の出捐により昭和63年8月1日に設立された財団法人（平成21年に碧南市及び武豊町が出捐）。通称A S E C（アセック Aichi Seaside Environment Center）。

海面埋立処分事業を目的とし、知多郡武豊町地先の衣浦港3号地廃棄物最終処分場で、県内全域を対象に産業廃棄物及び一般廃棄物（焼却残さ）の受入を行っている（平成4年3月より廃棄物の受入を行ってきた名古屋港南5区廃棄物最終処分場は平成21年度に受入を終了）。

■アスベスト廃棄物（廃石綿、石綿含有廃棄物）（P59）

アスベスト（石綿）は、天然に産出する極めて細かい繊維状鉱物で、耐熱性、耐摩耗性、耐腐食性、防音性、電気絶縁性、耐薬品性に優れているため、建築材料等として幅広く使われてきた。アスベストの繊維を人体に吸入すると長期の潜伏期間を経て中皮腫や肺がん等を引き起こすため、製造、使用等が原則として禁止されている。

アスベスト廃棄物は、大きく飛散性の廃石綿等と非飛散性の石綿含有廃棄物に分類される。廃石綿等は、廃棄物処理法に基づき特別管理産業廃棄物に指定（廃棄物処理法施行規則第1条の2）されており、通常の廃棄物より厳しい処理基準や委託基準に基づく処理や特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等が義務付けられている。

廃棄物処理法に基づき廃石綿等及び石綿含有廃棄物の分別、保管、収集・運搬、処分等を適正に行うために必要な具体的事項を解説した「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（平成19年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）が定められている。

■安定型最終処分場（P30）

性状が安定しており、浸出液による生活環境保全上の支障が生ずるおそれが少ない、陶磁器くず、がれき類、金属くず、廃プラスチック類及びゴムくず等を対象とする産業廃棄物の最終処分場。遮水工や浸出液処理施設等を要しない（廃棄物処理法施行令第7条第14号口）。

■維持管理積立金制度（P60）

廃棄物処理法第8条の5、第15条の2の4に基づいて定められた制度。特定一般廃棄物最終処分場又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者は、埋立処分の終了後、廃止までの維持管理を適正に行うため、埋立期間中、毎年度、都道府県が環境省令で定める基準に従って算定する積立金を独立行政法人環境再生保全機構*に積立てなければならないとされ、また埋立処分の終了後維持管理を行うなどの場合は、これを取り戻すことができるとされている。

*独立行政法人環境再生保全機構は、旧公害健康被害補償予防協会が行う公害健康被害補償予防業務等と旧環境事業団が行う地球環境基金業務等を統合し、平成16年4月1日に発足。公害による健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、最終処分場維持管理積立金の管理等の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図ることを目的としている。

■一般廃棄物（P1）

廃棄物（→「廃棄物」）のうち産業廃棄物（→「産業廃棄物」）以外の廃棄物をいう。

■一般廃棄物処理計画（P55）

市町村が定める当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（廃棄物処理法第6条）。この計画には、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、排出抑制のための方策、分別収集の種類・区分、一般廃棄物の処理施設の整備等に関する事項を定めるものとされている。

■エコアクション21（P55）

環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく環境マネジメントシステム（→環境マネジメントシステムについては「ISO14001」の項参照）の認証・登録制度。二酸化炭素排出量、廃棄物排出量等の把握、省エネルギー、廃棄物の削減等の取組、環境レポートの作成・公表などを規定しており、中小企業等でも容易に取り組めることを特徴としている。

力行

■改善命令（P33）

廃棄物の処理基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分が行われた場合、その保管、収集、運搬又は処分を行った者等に対し、期限を定めて保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。産業廃棄物に関しては都道府県知事等が、一般廃棄物に関しては市町村長ができることとされている（廃棄物処理法第19条の3）。

■拡大生産者責任（P68）

生産者が、生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

■環境対策資金融資制度（P58）

県内に工場又は事業場を有する一定の条件を満たす者が公害防止を促進し、良好な生活環境を保全するため、環境対策のための整備又は低公害車等を購入する場合に必要な資金を県が融資する制度。

借り受けた額に要した利子について県から利子補給するほか、愛知県信用保証協会から一般より低い信用保証料で利用できる。

■経済環境適応資金融資制度（P58）

廃棄物、排水、副産物及び容器包装等のリサイクルを促進するための設備、廃棄物又は排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備等を導入する中小企業者を対象として設備・運転資金を融資する県の融資制度。

■感染性廃棄物（P59）

医療機関等から排出される廃棄物で、血液や血液が付着したもの等、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。

廃棄物処理法に基づき特別管理廃棄物に指定（廃棄物処理法施行令第1条、第2条の4）されており、通常の廃棄物より厳しい処理基準や委託基準に基づく処理や特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等が義務付けられている。

廃棄物処理法に基づき感染性廃棄物の適正な処理を確保するために必要な手順等を具体的に解説した「感染性廃棄物処理マニュアル」（平成21年5月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）が定められている。

■管理型最終処分場（P30）

浸出液により公共の水域及び地下水を汚染する可能性のある廃棄物を埋立処分する産業廃棄物の最終処分場で、遮水工、浸出液集排水設備、浸出液処理設備等の設置が必要とされる。

主に、廃油（タールピッチ類に限る）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、無害な燃えがら、ばいじん、汚泥、鉱さい等を対象とする（廃棄物処理法施行令第7条第14号ハ）。

■国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（P3）

国等や地方公共団体が再生品などの環境にやさしい物品の調達を率先的に行うとともに、こうした購入に役立つ情報の提供を推進することを目的とし、平成13年4月1日に施行。

国による調達推進のための基本方針の策定、地方公共団体の調達方針の策定及びそれに基づく調達の推進努力義務、事業者及び国民の環境物品等の選択（一般的責務）が定められている。

■建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（P3）

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的に平成14年5月に完全施行された法律である。

本法は、特定の建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート及び木材）について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を図るものである。

■公共関与（廃棄物処理施設の整備等に関すること）（P63）

本来、民間事業者が行う産業廃棄物処理施設の整備等に対し、地方公共団体などの「公共」が関与すること。

特に、産業廃棄物の最終処分場については、民間事業者のみによる施設の確保が困難な状況にあることから、その整備・運営に公共関与する事例が多くみられる。

現在県内の公共関与事例として、愛知臨海環境整備センター（→（財）愛知臨海環境整備センター）、衣浦港ポートアイランド環境事業センター（平成23年2月に廃棄物の受入終了）、豊田加茂環境整備公社（→（財）豊田加茂環境整備公社）がある。

■ごみゼロ社会推進あいち県民会議（P38）

住民、事業者、行政が相互に連携しながら、一体となつてごみゼロ社会の形成を推進することにより、公衆衛生、環境の保全、資源の有効利用を促進するために平成5年に設立された。

事業者団体、消費者団体、女性団体、県内市町村等111団体（平成23年12月末現在）で構成されており、ごみ減量、再資源化、不法投棄対策の3部会がそれぞれ活動している。

■ごみ発電（P43）

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。化石燃料の使用削減につながることから地球温暖化対策としても注目されている。

サ行

■再生資源活用審査制度（P57）

この制度は、事業者が産業廃棄物等を再生し、得られた製品を販売しようとする場合、県が事前の届出を受け、その製品の環境安全性などについて審査をする制度である。

フェロシルト問題など、産業廃棄物や製品の製造過程で生じる副産物が再生品として流通、

使用されるに際し、生活環境保全上の問題が生じる事案が相次いで発生したことを受け、県が、平成 20 年 4 月 25 日に全国に先駆けて創設し、同年 7 月 1 日から全面施行した。

■再生利用個別指定制度（P32、57）

廃棄物の処理を業として行う場合、許可が必要であるが、再生利用されることが確実であるとして知事又は市町村長が認めた廃棄物のみの処理を行う者で、知事又は市町村長の指定を受けた場合に、再生利用に係る特例として許可を不要とする制度（廃棄物処理法第 7 条第 1 項及び第 6 項のただし書、第 14 条第 1 項及び第 6 項のただし書）。

■産業廃棄物（P1）

事業活動に伴って生じた廃棄物で、次に掲げるもの及び輸入された廃棄物（廃棄物処理法第 2 条）。

具体的には、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん等（このうち、「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」、「動植物性残さ」、「動物系固形不要物」、「動物ふん尿」及び「動物の死体」については、排出事業者の業種限定あり）（詳細は参考資料 3 参照）。

■産業廃棄物管理票（マニフェスト）（P58）

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する際に交付する伝票で、廃棄物の種類、数量、運搬者又は処分を受託した者の氏名又は名称等を記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するためのもの。

排出事業者が処理を委託した産業廃棄物の流れを把握することにより適正に処理、処分されたかどうかを確認できる。平成 20 年 4 月からは、前年度のマニフェストの交付状況等を毎年、知事へ報告することが義務付けられている。紙による管理票に加え、電子マニフェストによることもできる。

■（財）産業廃棄物処理事業振興財団（P62）

環境省（当時厚生省）、全国知事会、日本経団連などによって、平成 4 年 12 月に設立。処理業者の育成、排出事業者の支援及び産業廃棄物の適正処理の確保を図り、生活環境の保全と経済の健全な発展に寄与するため、事業を展開する。

- ①産業廃棄物処理施設の整備促進を図るため処分業者の必要な資金の借入れに対する債務保証
- ②産業廃棄物処理に関する 3R の技術開発、高度な技術を利用した施設整備やその企業への助成
- ③PCB 等有害廃棄物の処理に関する検討・支援や優良な業者の育成、排出事業者に対する処理業者情報の提供
- ④都道府県などが不法投棄された産業廃棄物の原状回復を行うため、資金を支援する「産業廃棄物適正処理推進センター」（廃棄物処理法第 13 条の 12 により、全国を通じて一個に限り環境大臣が指定するもの。）としての業務等を実施している。

■資源循環情報システム（P57）

「あいちエコタウンプラン」に掲げた取組の一つで、事業者・研究者・NPO・地域住民等の参画による先導的な循環ビジネス創出の手がかりとするため、3R などの環境関連情報の整備を目指している。

この目標を達成すべく、循環ビジネス創出のための情報発信・交換の場として、愛知県・環境パートナーシップ・CLUB（通称：EPOC）・豊橋技術科学大学が協力して企画、作成して、開設したサイト（<http://aichi-shigen-junkan.jp/>）。

このサイトでは、物質フロー解析、資源循環情報データベース、エコプロジェクトファイル、環境学習ソフトの4つの機能を提供している。

■資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）（P1）

事業者によるリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化、長寿命化等による廃棄物の発生抑制及び回収した製品からの部品等の再使用を推進し、資源循環型経済システムの構築を目指すことを目的として施行された法律。平成3年より施行された「再生資源の利用の促進に関する法律」を改正する形で、平成12年6月7日に公布（平成13年4月1日施行）。

副産物の発生抑制に取り組む業種、再生資源・再生部品の利用に取り組む業種、使用済み物品の発生抑制に取り組む業種、リユース・リサイクルに配慮した設計・製造を行う業種等が定められている。

■遮断型最終処分場（P30）

外周を一定の厚さ以上のコンクリートで仕切る等、廃棄物を周辺から隔離する型の産業廃棄物の最終処分場。

人の健康に被害を生ずるおそれのある物質を溶出させる危険のある特定有害産業廃棄物を対象とする（廃棄物処理法施行令第7条第14号イ）。

■循環型社会（P1）

循環型社会形成推進基本法の中で定義された「廃棄物の排出抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される」社会。

■循環型社会形成推進基本法（P1）

廃棄物・リサイクル対策を総合的、計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係諸法の整備と相まって、循環型社会の形成に向けた取組を実効あるものとするために制定された基本的な枠組み法（平成12年6月2日施行）。

循環型社会、循環資源の定義、循環的利用及び処分の優先順位（発生抑制→再使用→再生利用→熱回収→適正処分）、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割、政府による「循環型社会形成推進基本計画」の策定等が規定されている。

■循環ビジネス創出会議（P40）

企業、研究者などが自由に参加して情報交換を行い、共同研究や共同事業などに取り組む場として設置、開催。

この会議では、専門分野の学識経験者による指導の下、企業の自由な参加によって、先導的・効果的なリサイクル技術の開発に向けた共同研究や共同事業のマッチングやプレゼンテーションを行うとともに、企業などによって立案された循環ビジネスの事業計画について、様々な角度から検討を加え、より実現性、収益性の高い事業へとレベルアップするための検討を実施。

■循環ビジネス創出コーディネーター（P40）

先導的・効果的な循環ビジネスの事業化を検討している者に対し、あいち資源循環推進センターを拠点としてコンサルティング等を行う、環境技術や循環ビジネスに関する豊富な経験を有する者。

■使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）（P3）

使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、自動車メーカーを含めて自動車のリサイクルに携わる関係者の役割分担のもと、使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行う（平成17年1月1日完全施行）。

- ①自動車製造業者等は、使用済となった自動車から発生するフロン類、エアバッグ類等を引き取り、リサイクルする。
- ②引取業者は、自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡す。
- ③フロン類回収業者は、フロン類を回収し、自動車製造業者等に引き渡し、使用済自動車は解体業者に引き渡す。
- ④解体業者、破砕業者は、使用済自動車のリサイクルを行い、エアバッグ類、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡す。
- ⑤自動車所有者は、使用済自動車を引取業者に引き渡し、リサイクル料金を負担する。等を定めている。

■浄化槽汚泥（P13）

し尿及び生活排水を処理する浄化槽に泥状となって沈殿したもの。

■食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）（P3）

食品循環資源の再生利用、熱回収、食品廃棄物等の発生抑制、減量に関し、基本的な事項を定めるとともに食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用の確保及び廃棄物の排出抑制を図り、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として平成13年5月1日に施行された法律。

■3R（スリー・アール）（P33）

3Rは廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3つのRを意味している。

- ①廃棄物の発生抑制（Reduce）
製品を長く使うこと、過剰包装をやめることなどにより、廃棄物の発生を減らすこと。
3つのRの中で最も効果的で重要である。
- ②再使用（Reuse）
使い終わったものを捨てるのではなく、繰り返し使うこと。
- ③再生利用（Recycle）
使用済みになった製品や製造に伴い発生した副産物を原材料として利用すること。

（参考）

上記の行動のほかに、Refuse（不要な物は断る）、Reconvert to energy（熱回収）、Right disposal（適正に処分）、Repair（修理）などを含めて「4R」、「5R」などとする例もあるが、本県では資源循環の取組用語として3Rを使用している。

■全県域污水適正処理構想（P64）

污水処理施設には、下水道、集落排水、コミュニティプラント、浄化槽などがあるが、これら污水処理施設の特徴や地域特性を勘案し、市街地や農山村地域を含めた県下全域の污水処理施設の整備を計画的・効率的に実施していくために市町村が作成した構想を県が取りまとめたもので、今後の污水処理施設整備の方針となる。

■措置命令（P33）

廃棄物の処理基準に適合しない処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる時は処分者等に対し期限を定め、その支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。産業廃棄物については都道府県知事等、一般廃棄物については市町村長、また、無害化処理認定者に対しては環境大臣が命ずることができるとされている（廃棄物処理法第19条の4、第19条の4の2、第19条の5、第19条の6）。

夕行

■ダイオキシン類（P62）

平成11年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において規定された有機塩素化合物のPCDF（ポリ塩化ジベンゾフラン）、PCDD（ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン）及びC_o-PCB（コプラナーポリ塩化ビフェニル）の総称。いずれも平面構造を持つ芳香族有機塩素化合物で、置換した塩素の数や位置により多数の構造異性体が存在する。250～400℃の比較的低温で、有機塩素を含むプラスチックを不完全燃焼すると発生しやすい。

■多量排出事業者（P54）

前年度の産業廃棄物の発生量が年間1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上の事業場を設置している事業者のことで、事業概要、計画期間、処理に係る管理体制に関する事項、排出の抑制に関する事項、分別に関する事項、再生利用に関する事項、処理に関する事項を記した計画や計画の実施状況を作成し知事に報告することが義務付けられており、また、知事はそれをインターネットにより公表することとされている（廃棄物処理法第12条第9項、第10項、第11項、第12条の2第10項、第11項、第12項）。

■地域環境保全委員（P61）

地域における環境の状況の把握及びその保全に関する活動の推進等のため、愛知県環境基本条例第19条に基づき設置されたもので、全市町村に合計205名が配置されている。

- ①地域の環境の状況の調査・報告
- ②県の環境保全施策への協力
- ③環境保全の自主的活動の推進
- ④地域環境保全連絡会議等への出席

等の活動を実施している。

■地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会（P61）

「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の地域組織（→「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」）。

■中間処理（P11）

廃棄物を減量化・資源化するために行う破碎、焼却、乾燥など主に物理・化学的な処理。

■特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（P37）

特定家電製品（政令で指定されたエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4種類）について小売業者、製造業者等による収集、運搬及び再商品化等に関し、適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、適正処理、資源の有効利用の確保を図ることを目的とし、平成13年4月1日から完全施行された法律。

- ①製造業者等が引取りを求められた場合の引取り、再商品化義務
- ②小売業者の特定条件下での引取義務、製造業者等への引渡義務
- ③市町村の製造業者への引渡し
- ④消費者の小売業者等への引渡し、再商品化等の料金支払等の協力義務等を定めている。

■特別管理産業廃棄物（P4）

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する物として政令で定められた廃棄物。

廃棄物処理法施行令第2条の4に定める廃油（産廃である揮発油類、灯油類、軽油類）、廃酸（pH2.0以下）、廃アルカリ（pH12.5以上）、感染性廃棄物（医療機関などから排出された感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある産業廃棄物等→感染性廃棄物）及び特定有害産業廃棄物*をいう。

*廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物及び廃石綿等、並びに、指定下水汚泥、鉍さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ、第13号（同法施行令第2条13号）廃棄物のうち有害物質が一定の基準に適合しないもの（詳細は参考資料3参照）

■（財）豊田加茂環境整備公社（P63）

豊田市、東西加茂郡6町村（当時）及び同区域内の民間90団体の出捐により平成元年1月31日に設立された財団法人。

埋立処分事業を目的とし、平成4年4月より豊田市御船町において受入を開始し、現在、豊田市、みよし市及びその他一部県内の産業廃棄物並びに豊田市、みよし市及び同市を含む一部事務組合の一般廃棄物（焼却残さ）を最終処分している。

ナ行

■熱回収（P1）

焼却する時に発生する熱を回収することによるリサイクル。サーマルリサイクルともいう。原材料として使えない物は燃やすなどして、その熱を利用すること。

■熱回収施設設置者認定制度（P65）

一般廃棄物処理施設（市町村が設置した一般廃棄物処理施設を除く。）又は産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者が、環境省令で定める基準に適合していることについて都道府県知事等の認定を受けることができる制度。平成22年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設され、平成23年4月1日より施行（廃棄物処理法第9条の2の4又は第15条の3の3）。

認定を受けると施設の定期検査が免除されるほか、保管可能な廃棄物の上限が増えるなどのメリットがある。

ハ行

■廃棄物（P1）

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）をいう。」（廃棄物処理法第2条）とされており、廃棄物には、一般廃棄物と産業廃棄物がある。

なお、一般に廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、これに該当するか否かは占有者の意思、その性状等を総合的に勘案して定めるべきであるとされる。

■廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国の基本方針）（P3）

廃棄物処理法第5条の2に基づき策定された廃棄物の減量、適正処理等に関する国の方針。都道府県はこの方針に即して廃棄物処理計画を策定することとされている（法第5条の5）。

廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項、廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項等が盛り込まれている。

■廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（P59）

廃棄物処理に対する県民の信頼向上を図るため、廃棄物処理法を補う観点から、愛知県が制定した条例（平成15年10月1日施行）。土地所有者や排出事業者の責務の拡大、廃棄物処理施設に関する情報の開示、焼却施設への規制の強化等について規定している。

■排出事業者処理責任（P59）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（廃棄物処理法第3条）とされ、事業活動に伴い発生する廃棄物処理に対する排出事業者処理責任の原則がとられている。

この場合の事業者とは必ずしも営利を目的とする事業を営む者のみとは限らず、国、地方公共団体であっても、公共公益事業等を営む場合は含まれる。

また、自らの責任において適正に処理する、とは自ら処理する場合にとどまらず、産業廃棄物処理業者等や地方公共団体へ処理を委託する場合も含む。

■物質フロー（P57）

投入、蓄積、循環、移出入、廃棄などの物の流れのことで、それぞれを量的に表すことで、資源循環の課題を明らかにすることができる。

資源循環情報システム（→資源循環情報システム）の中で、物質フローの情報を提供している。

■不法投棄等監視特別機動班（P41）

各県民事務所等に11班、県庁に1班の計12班を設置し、不法投棄等の未然防止に向けた管内の計画的なパトロール、過剰保管場所の適正化に向けた監視や指導、苦情や立入検査等により発見した不適正事案に対する監視や指導を行う。

■ポリ塩化ビフェニル（PCB）（P59）

化学的に安定で、絶縁性、不燃性に優れているため、コンデンサー、トランスの絶縁油、熱媒体等に幅広く使われてきた。

昭和43年10月のカネミ油症事件*を契機とし、昭和47年に生産、使用は原則として中止された。

PCBの処理方法としては、高温焼却法のほか脱塩素化分解法、水熱酸化分解法、還元熱化学分解法、光分解法、プラズマ分解法等がある。

*米糠油精製の脱臭工程で熱媒体として使用していたPCBが米糠油に混入し、経口摂取され引き起こされた事件。

■ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）（P59）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の速やかな整備と確実、適正な処理を目指し、平成

13年7月15日から施行された法律。

- ①国のPCB廃棄物処理基本計画の策定
- ②都道府県のPCB廃棄物処理計画の策定（→愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）
- ③事業者の一定期間（法律施行から15年）以内の処分
- ④事業者の都道府県知事へのPCB廃棄物の保管・処分状況の届出及び知事により縦覧に供すること

等を定めている。

マ行

■マニフェスト（P58）→産業廃棄物管理票

ヤ行

■優良産業廃棄物処理業者認定制度（P58）

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を、都道府県等が審査して認定する制度。平成22年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設され、平成23年4月1日より施行（廃棄物処理法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項）。認定を受けた産業廃棄物処理業者は、許可の有効期限が7年になるほか、許可証に優良マークが表示されるなどのメリットがある。

■容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）（P3）

容器包装廃棄物の減量、リサイクルを目的として平成9年4月1日から施行。

- ①消費者は容器包装の合理的な選択により廃棄物の排出を抑制するとともに、容器包装廃棄物を分別して排出するよう努めなければならない。
- ②対象となる容器を製造、又は利用する事業者、対象となる包装を利用する事業者は再商品化をしなければならない。
- ③市町村は分別収集計画を定め、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

等を定めている。

平成9年4月1日よりガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、紙パック、ペットボトル、スチール缶及びアルミ缶の7品目を対象としていたが、平成12年4月1日から対象が段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装が追加され、10品目に拡大された。

平成18年6月に法改正が行われ、発生抑制のため容器包装多量利用事業者に対し、容器包装の使用量及び取組の実施状況に係る定期報告を義務付けることなどが盛り込まれた。

ラ行

■リサイクルプラザ（P12）

廃棄物を回収し、資源化する事業のほか、不要品の補修、再生、再生品の展示又は保管などの事業を行う施設。

3 産業廃棄物の種類

(1) 産業廃棄物の種類

区分	種類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭殻、焼却炉の残灰、炉掃除排出物、その他の焼却残さ
	2 汚 泥	排水処理後の泥状のもの、各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、キラなど
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、タールピッチなど
	4 廃 酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸、廃ホルマリンなどすべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）などすべての合成高分子系化合物、石綿を含むPタイル
	7 ゴムくず	天然ゴムくずなど
	8 金属くず	鉄くず、非鉄金属くず、切削くず、ダライ粉、溶接かすなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、耐火レンガくず（工作物でないもの）、陶磁器くず（石綿を含む石膏ボード等）など
	10 鉱さい	鑄物廃砂、高炉・平炉・電気炉などの溶解炉のかす、キューボラのノロ、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトの破片、石綿を含むコンクリートの破片、その他これに類する不要物
	12 ダスト類（ばいじん）	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特別措置法第2条第2項に規定する特定施設、又は汚泥などの産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず、並びにPCBが塗布され又は染み込んだもの（注）
	14 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木くず、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くず（注）並びにPCBが染み込んだもの（注）
	15 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず並びにPCBが染み込んだもの（注）
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	17 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどの死体
	20 13号廃棄物	1 から19までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、それらの産業廃棄物に該当しないもの（有害汚泥のコンクリート固形化物など）

注：貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずとPCBが塗布され又は染み込んだものについては、業種の限定はありません。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

種 類		内 容
引火性廃油		産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類 (引火点が70℃未満の廃油)
腐食性廃酸		水素イオン濃度指数 (pH) が2.0 以下の廃酸
腐食性廃アルカリ		水素イオン濃度指数 (pH) が12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物		医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの、 感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	特定有害廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	特定有害PCB汚染物	紙くすのうちPCBが塗布され、又は染み込んだもの、汚泥・ 木くず又は繊維くすのうちPCBが染み込んだもの、廃プラス チック類又は金属くすのうちPCBが付着し、又は封入された もの、陶磁器くす又はがれき類のうちPCBが付着したもの
	特定有害PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの (環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)
	特定有害廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石 綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチック シートなどで石綿の付着しているおそれのあるもの、大気汚染 防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で 集められた飛散性の石綿など
	特定有害指定下水汚泥 特定有害鉱さい 特定有害ダスト類 (ばいじん) 特定有害燃え殻 特定有害廃油 特定有害汚泥 特定有害廃酸 特定有害廃アルカリ	政令別表で定める施設などから発生し、カドミウム、シアン、 有機燐、鉛、6価クロム、砒素、水銀、PCB、トリクロロ エチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化 炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス- 1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-ト リクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジ ン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類な どの有害物質を含んでおり、その溶出試験又は成分試験の数 値が判定基準を超えるもの。